明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（第一号において「法」という。）第六条第一項の国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第二条第七項に規定する随伴用自動車の台数が一台以下である場合

二　当該自動車運転代行業者が管理するウェブサイトを有していない場合

**附　則**

この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

**○財務省令第三号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十二の三第六項の規定に基づき、及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

**第一条**　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の十九第二項第四号中「の規定により同項第二号に掲げる評価・換算差額等に区分された金額、同項」を削る。

（法人税法施行規則の一部改正）

**第二条**　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表十六付表の記載要領を次のように改める。

**別表十六付表**　記載要領

１　この表は、投資法人が租税特別措置法第67条の15第１項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　「評価・換算差額等の額等（2）」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　当該事業年度が令和６年２月１日前に開始した事業年度である場合　租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省令第３号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第22条の19第２項第４号（投資法人に係る課税の特例）に規定する評価・換算差額等に区分された金額、同号に規定する新投資口予約権に区分された金額、同号に規定する新投資口申込証拠金に区分された金額及び同号に規定する自己投資口に区分された金額の合計額

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　租税特別措置法施行規則第22条の19第２項第４号（投資法人に係る課税の特例）に規定する新投資口予約権に区分された金額、同号に規定する新投資口申込証拠金に区分された金額及び同号に規定する自己投資口に区分された金額の合計額

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和六年二月一日から施行する。

（租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則第二十二条の十九第二項第四号の規定は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十五第一項に規定する投資法人（以下「投資法人」という。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、投資法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

２　投資法人の施行日以後に開始する事業年度における租税特別措置法施行規則第二十二条の十九第六項の規定の適用については、同項に規定する繰越利益等超過純資産控除項目控除額には、第一条の規定による改正前の同令（以下「旧規則」という。）第二十二条の十九第二項の規定により控除された同項第四号に定める金額を含むものとする。

３　投資法人の施行日以後最初に開始する事業年度における租税特別措置法施行規則第二十二条の十九第六項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度の純資産控除項目額は、当該最初に開始する事業年度の前事業年度の旧規則第二十二条の十九第二項第四号に規定する純資産控除項目額とする。

**○財務省・経済産業省令第一号**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （融資対象団体等以外のものに対する資金の貸付け等の相手方とならない金融商品仲介業者等の範囲）<br>**第十六条**　法第二十一条第三項第七号の金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者のうち主務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定 | （融資対象団体等以外のものに対する資金の貸付け等の相手方とならない金融商品仲介業者等の範囲）<br>**第十六条**　法第二十一条第三項第七号の金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者のうち主務省令で定めるものは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定 |